

平成 28 年 天草市農業委員会第 2 回総会議事録

平成 28 年 2 月 25 日天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（31 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	君	18 番	君
19 番	黒川紀世子君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	小堀田幸一君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（5 名）

8 番	中村三千人君	17 番	川崎眞志男君
18 番	森岡一正君	23 番	滝下清三郎君
37 番	平岡秀樹君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	林泰裕	局長補佐	藤本寿
主幹	瀧本由一	主査	寺澤大介
書記	川中浩一朗		

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 9 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議第 10 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 7 議第 11 号 平成 28 年度天草市農業労働賃金標準額について
- 日程第 8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（林泰裕君） みなさんこんにちは。ただいまから平成 28 年第 2 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） みなさんこんにちは。大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。2 月は逃げるといいますように、なんかはやく過ぎ去っていくような気がします。来年度の農業委員、最適化推進委員は、各地区そろうのか心配していましたが、みなさんのご協力のおかげで無事集まったわけですので。これは来月の市議会の同意を得て、来月の総会時にはみなさんに報告できるのではないかと思います。それでは、本日もよろしくをお願いします。

○事務局（林泰裕君） ありがとうございます。本日は 5 名の委員から欠席の届出が出ておりますが過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、15 番、山下委員、16 番、川峯委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑 4 筆 285 m²を遺贈により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、野菜を栽培される計画です。

2 番について説明します。五和町の譲受人は福岡市の譲渡人より、五和町の畑 318 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、野菜を栽培される計画です。

○事務局（川中浩一朗君） 3 番について説明します。有明町の譲受人は大矢野町の譲渡人より、有明町の畑 329 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基

準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

4番について説明します。有明町の譲受人は本渡町の譲渡人より、有明町の畑 192 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

5番について説明します。倉岳町の譲受人は龍ヶ岳町の譲渡人より、倉岳町の田 329 m²を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。新和町の譲受人は神戸市の譲渡人より、新和町の畑 58 m²を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、野菜を栽培される計画です。

7番について説明します。新和町の譲受人は新和町の譲渡人より、新和町の田 1,664 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

8番について説明します。河浦町の譲受人は河浦町の譲渡人より、河浦町の田 1,100 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。1番について説明致します。譲受人と譲渡人は親戚関係で、譲渡人が譲受人にすべての財産を譲るという遺言書がありまして、それを裁判所も認めております。特に問題ないかと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番について、担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。2番の件について説明します。譲渡人は現在博多に住んでおりまして、もう地元に戻ってくる予定はないということです。畑が譲受人の家のすぐ隣ということで、買って欲しくないかということで商談がまとまったということでご

ざいます。特に問題ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番について、担当委員より説明をお願い致します。

○24番（山田勝彦君） 24番、山田です。3番について説明致します。場所は須子地区の国道から10mほど入ったところです。譲渡人はもう80歳の高齢で現在は大矢野に引っ越され、もう家も土地も処分したいということで譲受人が20年来耕作しておりましたので、もう買ってこれということで商談がまとまり売買に至ったということです。なんら問題ないと思いますが、ご審議方よろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番について、担当委員より説明をお願い致します。

○24番（山田勝彦君） 24番、山田です。4番について説明致します。場所は赤崎地区の国道から3kmぐらい山手の方にはいったところあります。譲渡人は本渡に住んでいて、管理が難しいので買ってもらえないかと相談があり、売買に至ったということです。なんら問題ないかと思いますが、ご審議方よろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に5番について、担当委員より説明をお願い致します。

○26番（柴田眞一君） 26番、柴田です。5番の件について説明致します。譲渡人と譲受人は親戚ということで贈与となっています。周辺の状況も問題ありません。なんら問題ないかと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に6番について、担当委員より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 本日、担当委員さんが欠席でございますけれども、説明原稿を預かっておりますので読ませていただきます。申請地は新和町の北西、新和病院から大多尾方面に約500m行ったところに位置しています。譲渡人は現在、神戸市の方にお住まいでございますまして新和の農地については耕作ができないということで、譲受人にお話がありまして取得をすることになったということで聞いております。なんら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に7番について、担当委員より説明をお願い致します。

○4番（川口 直君） 4番、川口です。7番について説明したいと思っております。譲受人は会社員ですが、農業をしっかりされており申請地は自宅のすぐ前にあります。水稻を作付されていて、お姉さんと一緒に経営をされています。なんら問題ないと思しますので、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に8番について、担当委員より説明をお願い致します。

○5番(武内正俊君) 5番、武内です。8番の件について説明致します。申請地は新合地区さざんか公園の付近です。譲渡人と譲受人は近所に住んでいまして、譲渡人が高齢になって田んぼが荒れるなど心配されていたところに、一生懸命農業を頑張っておられる譲受人が売買によって購入したいということで話がまとまりました。なんら問題ないかと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第3、議第7号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは1番につきまして事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。佐伊津町の申請人は個人住宅を建築するため、佐伊津町の田265㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に倉庫を建築してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番(倉田喜一君) 34番、倉田です。1番について説明致します。場所ですが、佐伊津の北側に隅田川というのが流れておりますけど、その川を渡った交差点から約700m行ったところがございます。スクリーンに映っていますが、昭和43年に亡くなられたおじいさん

が倉庫を建てられたということでございますので、始末書がついています。現在、借家に住んでいますので、ここに自宅を建てたいということで今回の申請になったわけでありませぬ。隣接農地の所有者からは、住宅を境界から2mひいて建てることで同意をもらっています。区長さんからの排水同意書ももらっています。以上でございますが、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 2番について説明します。五和町の申請人は農家住宅及び農業用倉庫を建築するため、五和町の田846㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。2番について説明致します。場所ですが、城河原中央より南西の方に800mぐらい行ったところでございます。現在の住宅が傷んでしまったので、申請地に住宅を建てたいということでございます。申請地は5月の農振除外で転用見込みありと回答していたところでございまして、隣接同意もいただいております。それと区長さんの同意もいただいております。別に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。魚貫町の申請人は個人住宅を建築したいため、魚貫町の田210㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照ら

した結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、既に建築してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○14番（福本富人君） 14番、福本です。3番について説明します。場所についてですが、旧魚貫小学校から権現山に向かって200mぐらいのところですが、昭和34年ごろに父親が家を建てており、地籍調査で農地であることが発覚し申請をすることに至ったわけでございます。隣接地の所有者の同意書、排水の同意書も区長さんからもらっております。別に問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは1番につきまして事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続き、お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。栄町の譲受人は建売住宅及び調整池とするため、本渡町の譲渡人外3名から本渡町の田5,167㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、売買により取得し建売住宅及び調整池に転用したいということです。場所は広瀬川に架かります本泉橋の近くです。資料は7ページ、8ページをご覧ください。事業内容は、建売住宅用地、道路、公園、調整池となっております。以前の転用と合わせますと、事業面積が5,000㎡を超えるため、開発許可基準に基づく調整池の設置が必要となり調整池を設置することにしていきます。なお、開発許可申請については現在、市役所関係課と協議中となっております。給水は市水より、生活排水は公共下水道へ、雨水は側溝を設け調整

池へ排水します。周辺は住宅化が進み、特に問題ないかと思しますので、よろしくご審議
お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませ
んか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。南新町の譲受人は宅地分譲するため、
亀場町の譲渡人から亀場町の田 653 m²を売買により譲り受け、転用したいというものです。
資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置する
ため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準
に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。2番を説明致します。場所は亀川の名称になって
います川がありますけど、川のすぐ横に薬屋さんがあります。そこから50mぐらい先に進
みますと申請地があります。譲渡人は長年水田として使ってきたわけでありまして、後
継者がいないので農地の維持が大変困難になり、譲受人が不動産業を営んでおりますので
売買により所有権を移転して、宅地として開発する申請でございます。造成は約1m盛土を
して隣接地と高さを同じにして、3分割して分譲します。隣接地の同意書、区長さんから
の排水同意書ともにとってあります。別にもう後継者がいないので仕方がないことかなと
思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませ
んか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。亀場町の譲受人は資材置場とするため、
亀場町の譲渡人から亀場町の田 1,879 m²を売買により譲り受け、転用したいというもので

す。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。3番を説明致します。場所は亀場幼稚園から稜南中学校に向かって50m行ったところにあります。亀場町在住の譲渡人は、長年水田として利用してまいりましたが、後継者がいないので農地の維持が困難になり、同じく亀場町在住の申請人が建設業をしていますので、資材置場として利用したいとのごことでございます。売買により所有権を移転する申請でございます。給水はなし、雨水は隣接の水路へ流すということでございます。また盛土を50cmするというところでございました。隣接地の同意書、区長さんの排水同意書も添付してあります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 4番について説明します。五和町の譲受人は貸駐車場としたいため、茨城県潮来市の譲渡人外1名から五和町の畑2筆313㎡を売買及び交換により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。4番について説明します。場所はセントラル病院から五和小中学校に向かひまして、400mぐらいのところにあります。病院の従業員の住宅がありまして、その駐車場をつくりたいということです。雨水は側溝に流し、生活雑排水・汚水はありません。特に問題はないと思われまふ。よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(川中浩一郎君) 5番について説明します。有明町の譲受人は通路をつくるため、静岡県伊東市の譲渡人から有明町の田10㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、既存施設の2分の1を超えない拡張については例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番(浦上廣幸君) 11番、浦上です。5番について説明申し上げます。資料は15ページと16ページになります。前方のスクリーンをご覧ください。場所ですが大島子の熊本屋の付近でございます。これは平成27年の3月に申請をして許可をもらった店舗の倉庫に行くまでの通路になります。工事も終わり、倉庫に行くまでの通路が車で行くには狭いということで、今回新たに売買により10㎡購入し通路を広げたいということです。隣接地所有者は譲渡人であり、地区の区長さんからの排水同意ももらっています。なにも問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(川中浩一郎君) 6番について説明します。倉岳町の譲受人は農業用倉庫を建築するため、龍ヶ岳町の譲渡人から倉岳町の田156㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、農業用施設については例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。すでに農業用倉庫を建築しているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○26番（柴田眞一君） 26番、柴田です。6番について説明します。前方スクリーンを見ていただいたらわかるように、すでに倉庫が建っています。昭和61年に親が建てて、その後申請をしていなかったようです。現在、農業用倉庫として農機具等が入っていますので、始末書がつけてあります。倉庫の周りは畑が広がっています。雨水は側溝に流します。なにも問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一朗君） 7番について説明します。栖本町の譲受人は農業用倉庫を建築するため、福岡県春日市の譲渡人から栖本町の畑2筆224㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、農業用施設については例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

○25番（前田達也君） 25番、前田です。7番について説明します。場所は栖本トンネルを抜けて最初の信号から100mぐらいのところにあります。農作業の備品等を収納する倉庫が手狭なため、申請地に農業用倉庫を建てたいということです。残地は駐車スペースとして使いたいということです。区長さんの同意ももらっていますし、隣接地の方からの同意ももらっています。なんら問題ないと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第9号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第9号について説明します。資料②の5ページからご説明いたします。利用権の新規設定の計画が26件、再設定の計画が18件、転貸の計画が1件、合計で45件、総面積は96,354㎡となっております。また、転貸の1件につきましては、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、13ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説明はありますか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定45件につきまして質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第10号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第10号について説明します。資料②の14ページからご説明いたします。非農地通知書交付申請件数が、五和町2件、新和町1件、下浦町3件、有明町1件、合計で7件、総面積は10,394㎡となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、15ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、1筆ごとにスクリーンに映しますので、その時にご意見を伺いたいと思います。

○事務局（瀧本由一君） ただいまのスライドは、資料②14ページの1番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②14ページの2番、五和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②14ページの3番、新和町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②14 ページの 4 番、下浦町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②14 ページの 5 番、下浦町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②14 ページの 6 番、下浦町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②14 ページの 7 番、有明町の申請地です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 今まで説明がございましたが、説明資料の現況地目のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、1 番は原野、2 番から 7 番までは山林と認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、議第 11 号、天草市農業労働賃金標準額の説明についてを議第と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤本寿君） 議第 11 号についてご説明致します。お手元の資料⑤をお願い致します。平成 28 年度天草市農業労働賃金標準額の案をご提示させていただいています。表の構成は、左から使用する機材名、それから作業内容、単位は 10a 当たりの単価ですが、ハーベスターは 30kg、労働力の一般農作業は 8 時間としております。その右側がそれぞれの標準額を提示しています。この表の作成につきまして、参考資料として 2 ページ以降にお付けしております。まず、2 ページを見ていただきますと、県の最低賃金ですが、平成 26 年度の 677 円から 27 年度が 694 円ということで 2.51% のアップ率です。また、その下の平成 27 年改定表に産業別の最低賃金を提示しています。それから 3 ページには、管内の上天草市、それから苓北町の労働賃金標準額の比較表を示しております。上天草市は、27 年度の額をそのまま 28 年度に適用するというので総会に諮られるそうです。また、苓北町でございますけれど、こちらの方も近々総会ということでございましたが、一般農作業のところは軽作業と中程度作業と 2 段階に分かれています。軽作業というのは主に女性の方に適用する賃金で、中程度作業が男性の方の賃金ということでしたが、平成 28 年度は一本化する方向で検討するとのことでした。それから、以降の資料についてですが、これは各組合等で適用している作業の受託表ということで提示しております。ご覧いただきますと、宮地岳営農組合は少し高めではございますが、外の組合も含め特に値上げがされている状況ではございませんでしたので、平成 27 年度と同額の表を案として提示させていただいております。以上、労働賃金標準額についてご審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局より説明がありましたが、みなさんのご意見、ご質問はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので、農業労働賃金標準額については原案のとおり決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第8、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局(瀧本由一君) 報告事項につきましては、資料②の16ページに記載しております。農地利用・形状変更届については、ありませんでした。第4条の許可不要転用届については、新和町1件、田及び畑を水路及び道路にしたいというものでした。第5条の許可不要転用届については、本町1件及び河浦町1件、保安林としたいというものでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成28年天草市農業委員会第2回総会を閉会致します。

午後2時55分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長 鶴田雄士

署名委員 山下和弘

署名委員 川峯正美